

平成19年度 第1回官業改革タスクフォース 議事概要

1. 日時：平成19年4月11日（水） 16：00～17：56
2. 場所：永田町合同庁舎2階第2共用会議室
3. 議題：規制改革・民間開放推進3か年計画のフォローアップについて
 - (1) 船員保険保養所
 - (2) 政府管掌健康保険保養所
 - (3) 厚生年金基金センター
4. 出席者：【規制改革会議】

安念主査、翁委員、福井委員、大橋専門委員、鈴木参考人

【厚生労働省】

(1) 船員保険保養所

社会保険庁運営部企画課 企画課長 今別府 敏雄
同 施設整理推進室長 大場 稔

(2) 政府管掌健康保険保養所

社会保険庁運営部企画課 企画課長 今別府 敏雄
同 施設整理推進室長 大場 稔

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構 審議役 朝浦 幸男

(3) 厚生年金基金センター

年金局企業年金国民年金基金課 課長 濱谷 浩樹

【規制改革推進室】

岩佐企画官 他

5. 議事録：

(1) 船員保険保養所

安念主査 今別府課長を始め、厚労省の皆様方、お忙しいところをわざわざお出ましいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、第1回の官業改革TFの会議を開催させていただきます。

趣旨でございますが、規制改革を推進するに当たり、そのPDCAサイクルが重要という観点から、当タスクフォースでは、これまで前身の規制改革・民間開放推進会議の時代に、各省庁からお約束をいただきました官業の民間開放につきまして、どのような実施状況であるのかについて、フォローアップを行わせていただくということでございまして、本日はその中でも船員保険保養所、政府管掌健保保養所、厚生年金センターについて、厚生労働省さんに御説明をお願いしているところでございます。

本日、私どもは、委員、専門委員のほかに、この分野に大変知識経験のお持ちである鈴木良男前規制改革・民間開放会議議長代理に参考人として御出席をいただきまして、本日は大所高所から御

助言をいただくということでございまして、官庁の皆様は今までのように糾弾するという側のお立場ではございませんので、何とぞ御安心ください。

それでは、既に紙はいただいておりますが、私どもからの事前の質問に対しお答えいただいた部分を中心に、10分ぐらい御説明をいただいて、その後に質疑討論とさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

今別府課長 社会保険庁の企画課長でございます。前職におきましては、大変温かい御指導をいただきまして、またよろしくお願いをいたします。恐縮ですが、座らせていただきます。

船員保険の保養所の民間開放推進ということで承っておりますが、2年半ぐらい前ですか。一度ここでこういう場があって、説明をさせていただいたようでございます。

その後の状況は大きく変わっておりますので、その辺りから御説明をさせていただこうと思っております。

まず基本的な根拠法令、実施主体、予算額云々という1ページに書かれていることは、このとおりなのですが、船員保険は平成17年度に、当時、保険局の保険課でやっておりましたが、法律の改正をしなくてはいかぬということで、検討会を設けて、改正の方針を出しました。

そこで船員保険というのは、労働関係の労災と雇用保険と医療保険部分と3つが残っておりましてけれども、それをそれぞれ一般制度に統合するという形で整理をさせていただいて、それを受けて、18年度で今度は社会保険庁の方で懇談会、検討会をつくって、細部を詰めて、その結論に基づいて、今国会で法律を出しております。これは今、申しましたように、それぞれ一般法に統合するという形です。

安念主査 それは結局、いつから実施されることになるんですか。

今別府課長 施行自体は22年の4月ということで、船員保険法では書いております。

先走りますが、22年4月と書いていますが、これはその後に提出をされております日本年金機構法という社会保険庁を解体6分割をするという法案の施行時期に合わせるということで、そちらの法案で修正をされますから、いずれにしても22年の1月ないし4月というところで、22年度にかかるところですね。直前で改正をするというタイミングになっております。

船員保険法の改正法案というのは、実は雇用保険法の後ろにくっ付けて出しておりますが、雇用保険法は報道で若干あったので、御存じかもしれませんが、日切れ扱いということで進めておりましたが、年度末にうまく成立をさせられませんが、実は今日の本会議で参議院成立をしたということになっております。

いずれにしても、衆議院にもう一回戻して、正式に成立をするという段取りであります。そういうところまで来ておまして、22年4月からの施行に向けての準備に入ることが次の予定として出てくる。そんな話であります。

残念ながらといいますか、今回の法律に向けて、まさに施設のところの整理合理化をするというのは大きな柱でありましたけれども、船員保険制度そのものを言わば一般制度に統合する、解体をするという形になりますので、かなり本体の議論に時間を取られまして、片やこれはタイムスケジュールが決まっておりますので、今年の国会に提出をしなくてはいかぬということでやっております。

す。それは社会保険庁の方の都合と特別会計の方の都合という、外的な要素もあって、このタイミングしかない。

したがって、結論から申しますと、私どもが当初考えていたような施設の整理合理化に結論を付けるところまで行きませんで、この部分は再度仕切り直し、引き続き検討するという事になっております。

ただ、2年半前に来たときの議論よりは、お約束どおり、施設も半分にしておりますので、この辺は先ほど申しました17年度、18年度、保険局、社会保険庁でそれぞれやった検討会の中でも、その施設についての議論がかなりのウェイトを占めておりました。

したがって、無事に法律が成立をした後、改めてこの施設の整理合理化についての議論を仕切り直しで、また集まって始めなければいかぬという段取りであります。

タイムスケジュールの基準となる日を申しますと、実は20年10月に、これは医療保険の方、社会保険庁でやっております政府管掌の健康保険を社会保険庁から切り離して、全国健康保険協会というをつくる。これは去年の健保法の改正で既に成立をして、今、着々と設立準備をしております。これが20年10月にでき上がります。したがって、20年10月からは医療保険の保険者が社会保険庁ではなくて、この協会になるということになります。

ただし、船員保険の部分については、引き続き、年金と一緒に社会保険庁に残して、最終的には、これは無事に今国会で法案が通るという全体の議論でありますけれども、今は22年1月を念頭に準備を進めておりますが、社会保険庁から日本年金機構に移行するタイミングまでに結論を出さないといかぬ。

こんなスケジュールをにらみながら、ずっと議論をしてきた話でありますので、できるだけ早く結論を出そうということで、改めてテーブルに着くということをして今後やる。そんなところが総論でございます。

幾つか個別に御質問をいただいているものについて申し上げますと、2ページでありますけれども、17年度、18年度中間期の利用率、採算状況。これは次のページに表を載せておりますけれども、従来と特段変わった傾向はなくて、利用率もこういう率でありますし、赤字もこういう形で出ている。これは基本的な傾向は変わっておられないと思います。

その次に付けておりますのが、18年12月21日に船員保険事業運営懇談会で法律に向けての最終的な調整をしたときの施設のところについての記述ぶりで、一言で申し上げますと、仕切り直しをするということで、引き続き検討ということで書いてございます。

戻りまして、今ずっと触れてまいりましたけれども、18年度以降の合理化計画の具体的なスケジュール、内容についての方向性ということですが、スケジュールは仕切り直しをするということを書いておりますけれども、さっき言いましたように、20年10月とか22年の1月というのが1つの基準の日にはなりますけれども、そういうのをにらみながら、速やかに検討していくということでございます。

で書いてありますが、これは従来の議論で、今、申し上げましたように、一般制度に統合していくという中で、こういう議論がされておりますということをお答えさせていただきまして、先ほど

申し上げたとおりでございます。

とりあえず、私の方からは、最初の御説明は以上にさせていただきます。

安念主査 どうもありがとうございます。いかがでございますか。

27 あって 13 を処分して、あと 14 残っているわけですね。その間、言わば本体の法律そのものの改正作業は進んでいたものだから、こちらの方は言わば出っ張りの部分というか。

今別府課長 ここまで決着を付けると、本体が遅れかねないということで、去年のある時点で、そこはこういう形で積み残して、法律の方を優先させているということです。

ほかの医療保険とか年金の関係の施設は、この後に御説明することになるんだと思いますけれども、そういうものの方向性。わざわざその整理をするために独立行政法人をつくって売っているという話がありますので、厳しい状況だということは、その関係者にも十分伝わっているとは思いますが、特にもともと財源が違うという話と、それから、半分にしたんだと。すぐにまたこれかという気持ちの問題もあって、そこはまだ時間をかけて、きちんと結論を出さなければいかぬとは思いますが、今のところはここまででございます。

安念主査 いかがでございますか。

大橋専門委員 半分にしたのは、確かにいろいろと御努力をされて、私は評価したいと思いますが、残ったものについても相変わらず、特に保養所はすべて軒並み収支が悪いという状況が続いてきているわけですね。

この前の私どもの答申でも、そういう状況を踏まえて、もう採算性が見込まれないものについては、とりあえずは半分にして、残りについても採算性が見込まれないものについては、もう廃止なり売却すべきであるという考え方をこういう場で私は表現したと思うんですけども、今の課長のものだと何というか、利用者辺りから非常に反対があるので、やらないということで、そういう意味では、せっかく私どもがした答申を必ずしも尊重していただいている感じがして、誠に残念な気がするんです。

今別府課長 そこは誤解のないように申し上げますと、我々も表のこういう検討会なり懇談会の場で、勿論そういう趣旨で発言をしていますし、資料も出して、議論をさせてもらっています。

公式、非公式を問わず、さっき申しましたけれども、ほかの施設に対する厳しい目もあり、船員保険だけ別扱いという議論はなかなかできないよという話をさせていただいて、議論をさせていただいておりました。

ただ、何と言っても本体の法律改正。これも何度も何度もやるとってはうまくいかないという歴史から、ずっと来た船員保険というもののなかで、これはラストチャンスのももありましたので、制度本体の議論にまで影響しかねないというタイミングまで来て、そこはとりあえず施設の話は、言葉が不適切かもしれませんが、一旦凍結をして、本体の方を整理して、更にまた引き続きやりましょうということで、そういう意味では無事に法律が成立をした段階で、またこの施設の議論をやらせていただこうと思います。

2 ページ目の真ん中辺に書きましたが、年金や健保の福祉施設と同様の整理合理化を進める方向での提案をしてきた経緯もあると、わざわざ書かせていただいております。そういうことで、従来

の御指摘も踏まえて、勿論、そういう議論はさせていただいてはおります。

大橋専門委員 私も改めて、この課長がおっしゃった運営懇談会の報告書を見せていただきましたけれども、おっしゃるように一方では従来どおり、福祉施設等については、引き続いて整理と合理化を進めていくというのが何か所か書いてあるんだが、結局その最後の結論というのは、その利用者だとかそういう人たちのいろいろな意見を聞いて、十分討議して、その整理合理化を進めなければならないと書いてあるので、その意味というのは何かというと、要するに私などの理解では先送りですよ。

今別府課長 法律を出すことを優先でやっていますので、この部分は結論が出なかったという意味では、先送りだというそしりは甘んじて受けます。

ただ、これは次もこのままの状態ですっと持てるというわけではなくて、保険者が変わりますので、その次の保険者がこういうものを持たないと、要はそれで終わりですから、そういう意味でも、関係省はよくわかっていると思います。そこはきちんと、かけるべき時間はかけながら、結論は得ていかなければいけない。そこに共通認識は得ております。17年度でやったときにも、具体的な話はさておき、方向は一応この通常国会に法律を出して、制度を変える。したがって、福祉施設についても結論を得なければいけないという議論はした上ですから、決してただ送っているわけではなくて、できるだけ努力はした上で、この部分だけが若干結論として残っているのは、このとおりでありますけれども、引き続きこれは結論を出して、整理をしなくてはいかぬ問題だろうと思います。

大橋専門委員 今の御発言に関連して、少し別の角度から聞きたいんですけども、その整理合理化について、検討・協議を進めると書いてありますが、そのこの検討・協議というのはいつが締め切りになっていて、どういう議論が今、行われているのか。その辺について、ちょっと御紹介いただきたいと思うんです。

今別府課長 そういう意味では、これはずっとやっていますが、直前はこの資料につきました報告書をまとめる過程で1回止めているわけです。今度は法律が無事に通れば、再びまた議論を再開するわけです。関係者は同じですから。

いつまでにとというのは、これはもともと去年決めようとしていた話なので、できるだけ速やかにということではありますが、冒頭触れましたように、最終的にその保険者が変わります。

今、医療保険で健康保険をやる協会というところで、船員保険の事務をやってもらおうと思っていますし、そもそも社会保険庁自体がなくなりますので、社会保険庁の事業としてはもう続けられませんが、そういうところがもう間違いなくデッドラインにはなるわけです。

ただ、そういう意味で、いつまでにとということは、今回は特に明示はしておりませんが、それはもともと早く結論を得ようということと議論をしてまいります。

安念主査 常識的に考えれば、新保険者には、やはりきれいな体で引き継ぎたいから、遅くとも制度の切り替わりまでには、最終的には決着を付ける。付けるというのは、売らなければならないんだから、買い手が出てこなければ、付けるも付けないもないけれども、少なくとも方針はそこで明示する、という理解でよろしゅうございますか。

今別府課長 そこは最終的には社会保険庁がなくなるまでには、いずれにしても決着を付けなければいけないのでね。

安念主査 これは、売るわけですか。今までの 13 施設について言えば、どういうふうにやっていたんですか。

今別府課長 船員保険会というところで運営をしていただいているわけです。

安念主査 それはハコモノについての所有権などは、どうなっているんですか。

今別府課長 国の社会保険庁が持って、運営委託ですね。

安念主査 運営を委託している。

今別府課長 社会保険庁がなくなった時点で、根拠がなくなって、持てなくなってしまう。

安念主査 そうすると、今も 27 施設は 27 施設あるわけですか。

大場室長 それはもう整理しています。

安念主査 その整理というのは、手法としては具体的にどういう手法をお使いになったんですか。

大場室長 廃止をして売却ということですよ。

安念主査 その売却された建物は、何か別の目的、あるいは今までと同じような目的で使われているということなんですか。

大場室長 そういうケースもございますし、それを買い受けた側が更地にして、また別ものを建てているという場合もございます。

安念主査 買い手は民間企業さんですか。

大場室長 民間もございますし、自治体もございます。

安念主査 翁先生、いかがですか。

翁委員 大きな方針として、売却していくんですか。この残りの部分についても、何らかの形で決着をしていかなければならないということであれば、どうやることによって価値の最大化を図りつつ売却できるかということをし少し前広に御検討いただくこともできるのではないかなと思うんですけれども、それはあくまでも方針が出てこない、残りの 14 についてはなかなか検討が難しいことになるんでございますか。

今別府課長 そういう意味では、病院などと違って、機能を残す必要があるという話になれば別ですけれども、そうでなければ、後ほど説明をしますけれども、今やっている R F O というところで、できるだけ高く売るというのは、そのための法人もつくってやってきていますので、ノウハウも当然蓄積をしていますので、そういう経験も踏まえてやっていくことになるんだろうと思いますが、今はその前の方針を決めるところで、関係者とできるだけ議論をして、語弊をとって行く。まずはその作業が先なんだろうと思っています。

安念主査 ただ、関係者とおっしゃっても、利用者は赤字を出しているんだから、比較的安い施設だということでしょうから、それは安いなら安いでいいよなという話になってしまいますね。

今別府課長 ただ、それが許される状況ではないという認識は当然あるわけで、こうやって直轄で持たなくても、そういう議論も出ていたんだろうと思います。利用券みたいなもので補助すれば

いいのではないかという話も含めて、議論をしていくということだと思います。

安念主査 鈴木先生、いかがですか。

鈴木参考人 これは対象となる人員というのですかね。この施設を利用する権限を持っているのは何人でしたか。

今別府課長 船員の数はどんどん減っています。

安念主査 被保険者は5～6万ではなかったですか。

今別府課長 17年度末で6万2,521、6万人ちょっとです。

安念主査 本当に急カーブですね。つい最近まで十何万とかいたはずでしょう。

今別府課長 13万のときにも船員保険の議論をさせていただいたことがあって、まだ減ってきています。そういう意味で、制度自体は、今回はラストで何とか間に合ったと思います。

鈴木参考人 これはどうなるんですか。例えば医療の世界で行くというと、中医協委員の中には船員組合を代表する者という制度がかつてあったですね。去年は海運カルテルみたいなものも扱っていますね。日本でこの分野が縮小している中で、歴史が古いから残存してきたんだろうけれども、いつまでその形でそういうのを残存させるのか。そういう問題があるから、あるところでの思い切りというのは必要ではないかなという感じはするんですけれどもね。

今別府課長 したがって、そこは今回やっと思いついて、一般制度に統合して行って、必要な船員独自の給付だけは残すような制度改正をしています。

鈴木参考人 今、過程としては激変緩和というので、要するにステップワイズにやろうということだと考えていいのか。それとも、最終の目標は言わぬが花で、少し伏せておるのか。そこはどんなんでしょうか。

今別府課長 もう基本的には一般制度に統合していきますので、本当に船員独自の、例えば医療保険で申しますと、船の上にいるので、上がってきてから本格的な治療を受けなければいけないというケースとか、特別なものが幾つかありますけれども、まさにそういう船員固有の特別な給付以外は、もう一般制度に統合していきます。

鈴木参考人 さっきおっしゃったけれども、中医協の中の船員組合関連のあれは削られたんですか。

今別府課長 はい。

安念主査 従前は、その制度の中身もオペレーターも独立だったわけですね。今度は、オペレーターは勿論独立ではなくなって、制度の中身もほぼ一般の制度と同じにすることですね。

今別府課長 最初の年には、むしろ健康保険組合的なニュアンスで我々も説明をしておりましたので、船員のための集団をつくって、必要な付加給付はやってもらえばいいじゃないですかと。

大橋専門委員 さっき安念主査がおっしゃった話の確認ですけれども、この施設の整理合理化計画というのは、どんなに遅くても新しい制度がスタートする22年4月までには計画はつくるといふふうに理解してよろしいですね。

今別府課長 はい。

安念主査 いかがですか。しかし、どっちみち売却専門の独法もせっかくでき、どっちみち22

年がおしりだということは、もうすべての関係者が共通理解になっているということであるならば、早速お初めいただくということで、別に支障がないように思うんですが。

今別府課長 そこは実は法律が通る前に通ったような前提の資料が出回って、日切れ法案を飛ばしてしまったということもあるので、そこは慎重な言い回しをさせていただきますけれども、法律が通れば、速やかに議論を再開をさせていただこうと思います。

安念主査 わかりました。

事務局の方から、いかがですか。

岩佐企画官 ありません。

安念主査 確におっしゃるように、トラウマがあたりかもしれない。妙なところで突かれてしまったのは、そちらにとっては大変不幸な事態だったと思いますので、法律が通ったら、当会議の事務局がもう一回御質問に上がって、具体的な処理の計画はどうなっているのかというのを、ある程度タイムスケジュールでお示しをいただきたいと思いますので、その点はまた事務局の方からもお問い合わせをいただけませんかでしょうか。

岩佐企画官 わかりました。

安念主査 委員の方、よろしゅうございますか。

では、この件はこれということにいたします。どうもありがとうございました。課長にはまた残っていただいて、済みません。

(2) 政府管掌健康保険保養所

(社会保険庁及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構関係者入室)

安念主査 改めてお出ましいたきまして、本当にありがとうございます。それから、場内整理などで一度出ていただいて、本当にばたばたして申し訳ないです。

それでは、次に政管健保の保養所民間開放でございますが、やはり同じように、まず御説明をいただけますでしょうか。

今別府課長 政管健保の保養所の方ですが、これはここにありますように、その後、平成 17 年 10 月に独立行政法人をつかって、今、そこで鋭意、売却を進めているという状況になっております。

それから、お話が出ていたようですが、病院については、まだここに出資をしておりませんので、別の整理をさせていただいております。

当時、朝浦担当参事官が、今、審議役で、彼にやってもらった方がいいくらいなんです、個別の話で「 8 . 質問事項」ということで (1) (2) (3) と来ています。

まず、売却状況と今後の売却予定についての資料を別紙で付けさせていただいております。11 ページです。順調に進んでいるというふうには考えております。

2 つ目でございますが、よくこういう御質問も受けるんですが、何せ昔の話でありまして、物が残っていないのでお答えできない部分があるということと、ただ、とは言いながらも一定の前提で、したがって病院を除く施設全体の建設費の推計値は、1,425 億円。ただ、これはここで議論の対象になっている以外のものも含んだ数字ではありますけれども、マックスこれだけということで、そういう数字は一応あります。そういうことで御参考までにお示しいたしました。

3 番目に、一般競争入札に関しての御質問で出ておりますが、これは入札状況もここに書いてあるとおりです。

それから、一部報道、私もテレビはたまたま見ておりましたが、こういうことでありまして、これは 13 ページの方をごらんいただきますと、この 19 年度の物件から、手数料のところは方針を変えようということで、今、やっております。

私の方からは、以上でございます。

安念主査 ありがとうございます。御説明はそれでよろしゅうございますか。

今別府課長 はい。

安念主査 これは技術的な問題ですけれども「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に 35 施設を出資し」というのは何ですか。普通の株式会社で言えば、現物出資のようなことをしたことにするという、法的なテクニックとしてはそうするという事なんですか。

今別府課長 したことにするというのがちょっとあれですね。

安念主査 これは株式会社ではないから、文字どおりの意味の現物出資ではないでしょうけれども、とすると、所有権は一旦そちらに移ったことにして、売却代金は国庫に戻してもらいますというやり方ということですか。

今別府課長 はい。

安念主査 わかりました。

それで、保養所に関して言えば、今までの実績が 16 施設ということでございますね。

今別府課長 はい。

安念主査 いかがでございますでしょうか。

大橋専門委員 廃止・売却しようとしている施設のうち、16 施設が既実現したということなんですけれども、そうなると残っているのは幾つですか。

安念主査 31 あって、16 売ったんでしょう。

大橋専門委員 15 施設ですか。

今別府課長 15 です。一番頭に書いてある数字です。

大橋専門委員 この 15 施設については、どういうスケジュールで廃止・売却していこうという計画はもうできているわけですか。

朝浦審議役 当方に出資されている施設が、この政管の保養所以外に年金の施設がございまして、合わせますと、現在 302 施設、出資をされております。そのうち、現在 66 施設の売却を出しております。

残りにつきましては、22 年 9 月までが当機構の存続期間ですので、それまで計画的に売却をしていくということにしております。

19 年度につきましては、90 施設を新たに売却する予定にしております。

安念主査 そのうち、政管健保関係の施設は 90 のうち、どれくらいを占めるんですか。

わからなければ、後で調べていただければいいです。

つかみの感じでは、どうなんですか。それだと 20 とか、そんなにはならぬか。そんなにないものね。

朝浦審議役 政管の施設は、この保養所を含めると 12 施設です。

安念主査 12 施設が、今年度中に売却の予定である。

朝浦審議役 今年度中に売却をする予定です。ただ、年度中に売却できるような状態になれば、追加売却ということも検討できると思います。

安念主査 今まではどうなんですか。1 回で札が入っていますか。

裁判所と言えば、また売却価格を下げてというようなことが、土地の勢いが悪いときにはよくありましたけれども、どんな感じなんですか。

朝浦審議役 資料をごらんいただきますと、11 ページに別紙 1 がございまして、そのうち、4 番、5 番が 1 回不落です。

安念主査 どれの 4 番ですか。

朝浦審議役 ヘルシーパルです。ヘルシーパル岡谷、ヘルシーパル下呂が 1 回不落で、2 回目に落札。

それから、保養所です。1 番のホールサムインあさむし、16 番のホールサムイン中伊豆、最後の 22 番のホールサムインうれしのが 1 回目不落で、2 回目で落札をしました。

安念主査 済みませんが、この保養所の 2 の岩手、ホールサムインつなぎというところがありま

すけれども、落札状況に「国で売却」とありますが、この「国で売却」というのはどういう意味なんですか。

今別府課長 これは、R F Oに出資する前に国の方で処理をした。この法人をつかって、法人が動き出す前にできたものを併せて載せさせていただいております。

安念主査 この横棒というのか、ハイフンというのか、これになっているのはまだ手が付いていないという意味ですか。

今別府課長 そうです。

安念主査 わかりました。

ほかにいかがでございましょうか。

翁委員 確認なんですけれども、7ページの「整理合理化対象施設」の318というのがありますが、今のお話ですと、これを22年9月までにすべてスケジュールに沿って売却を進めていくということによろしいわけですね。

今別府課長 そうです。

安念主査 これは「平成16年4月1日現在」と書いてあるから、今までに、この数は大分減っているのではないですか。

翁委員 さっき、302とかとおっしゃっていましたね。

今別府課長 66売ったという話でしたので、この中で処理が終わったものがあるということですよ。

安念主査 それでは、現在数は幾らになるんですか。現在、250幾らということなんですか。

今別府課長 そうですね。単純に302から66を引いた数です。

安念主査 そういう話なんでしょう。

わかりました。318から66を引いた数ですね。252になっているということですね。

そうすると、あと4年度。4年度といっても、最後の年度は半年しかないわけですね。そうすると、単純に250を4で割ると大体60です。そうすると、今年60ぐらい売れば何とか、全部が売れるかどうかはわからぬけれども、そういうペースでいくと、22年9月の店じまいまでには何とか姿が見えるだろうということですね。

朝浦審議役 実は、昨年度末に一応の計画を公表しておりまして、平成22年度の4月から9月までというのが、ある意味では残務整理期間で、その状態で売りにかけると、やはり最終的に売れ残りが出てくる可能性があるんで、できればその前に売却したいということで、実は19年度に90、20年度に90、それから、21年度が50数施設という計画を立てております。そういう感じでいかないと、おっしゃったような弊害も出てきます。

大橋専門委員 お願いなんですけれども、今、言ったように、この平成22年9月まで、この整理機構が存続する間の318施設の整理計画についての年度別計画というのがもしあれば、それを資料として私は要求したいと思うので、お出しいただきたいと思います。

安念主査 今の御説明で、それはまさにあるんですね。

朝浦審議役 数字だけは持っておりまして、具体的にどこをどういうふうにするかということについては、その時点でまた考えないといけないんですけれども、大まかな工程というものを一応念

頭に置きながらやっております。

安念主査 ほかにいかがでしょうか。

今別府課長 あと、まだ出資をされていない医療施設、病院が大きな話としてあります。

安念主査 幾つあるんですか。

今別府課長 10 です。

安念主査 病院は面倒ですね。

今別府課長 それが多分、かなり重い負担になってくると思います。

安念主査 病院は病院にしか使えないというところが面倒ですね。

今別府課長 これはこれで別途、議論をさせていただいております。

安念主査 それば、どういう枠組みで売るんですか。やはり、この整理機構とは関係ないんですか。

今別府課長 そこはまず、そもそも病院をこういう施設と同じように売ってしまっているのかというような議論がありますので、病院の機能を残すという議論がありますので、そこは病院の整理合理化方針自体をきちっと議論しないといかぬというお話になっています。

去年、社会保険庁の法案が無事成立していれば、その後、病院の議論をしようとなっていたんですが、今のようになっていますので、そこは並行して、恐らく病院の議論もしていくことにはなると思います。まだ水面下の議論です。

安念主査 どうぞ。

鈴木参考人 その病院ですけれども、現在、特に厚生年金病院自体については、これは昔も大分議論がされたんですけれども、処分はされてはいないわけですか。

今別府課長 はい。

鈴木参考人 あのときには、磯部さんだったと思うけれども、土地・建物ともに行政財産だから、国有財産の処分というのは普通財産にしないと財務省が認めないという議論があったんです。一番話し合ったのがその点でして、厚生年金病院の例を出して、そして、行政財産のまま貸渡ができないのかということをお話していたんですけれども、財務省は最終的には、行政財産のまま貸渡、それから、譲渡は認めますということを一一般論としては言っているんですけれども、その後の議論というのはそういうふうには進んではないわけですか。

今別府課長 むしろ、国としてといいますか、社会保険庁としてはもう持たないというところは整理をされましたので、国が持つということはないという整理です。

ただ、病院の機能を、これは去年の健保法の審議でも、あるいはこの独立行政法人をつくるときの審議でも、地域に必要な医療機能を残さなければいかぬという議論がありますので、むしろ病院機能をどうやって残すかという議論を今はしております。

鈴木参考人 病院機能をどうしようか、それとも閉鎖してしまおうかという議論であって、国有財産の云々の議論という問題ではなくなっているということですね。だから、引き取り手があるならば民間のところね。

今別府課長 逆に、引き取り手というか、どういう受け皿を準備できるだろうかということです。

安念主査 つくるかということでしょうね。例えば、新たな医療法人をつくるかとか、そういう話でしょう。

今別府課長 そういうことです。

鈴木参考人 ただ、病院を土地と建物丸ごと金を出して買う人はいないというところが頭の痛いところだったということなのです。要するに、機能を残すためには、国の財産として土地・建物は国に残すが、経営権は民間に譲ってしまう、土地・建物はどうぞ使ってくださいというやり方ではないとフィージブルではないという議論があったのです。

今別府課長 その辺は、また議論をさせていただくことに多分なるんだと思います。

安念主査 その議論は、いつごろから始まりそうなんですか。

今別府課長 そこは、今の時点だと何ともわかりません。

安念主査 今日は病院の議論ではありませんけれども、それこそ耳にたこができるほど聞かされたとおっしゃるだろうけれども、一部報道では、なぜ去年の末まで最低売却価格を公表しなかったのか。これは何かポリシーがあたりになってのことなんですか。

朝浦審議役 最低売却価格につきましては、実は現在、3億円未満のものについては最低売却価格を公表できるという仕切りにしております。

最低売却価格の制度を導入したのは、平成18年度当初からです。そのときは1.5億円以下のものについてできるという制度を導入しております。

18年度においては、87回の入札を行いまして、そのうち39回が最低売却価格を事前に公表するというので、45%程度は事前公表をいたしております。

最低売却価格制度については、今後どうするかという話はあるんですけども、ここに書きましたように、やはりそこに張り付くのではないかといった懸念とか、それから、談合のおそれといったものも払拭できないので、一挙にすべて広げるということについては今のところ躊躇を覚えているというところですよ。

安念主査 それなら、最低売却価格制度それ自体がなくてもいいのではないかという考え方もあり得ますね。どうせ札が入らなければ、こちらが幾ら1億円だと言っても、7,000万円しか入らなければ、それが言うなれば、その物件の器ですね。

朝浦審議役 最低売却制度をつくることによって、やはり買い手から見るとどのくらいの価格なのか等がわかりますから、手が拳がりやすいという面は確かにございますし、結果的に最低売却価格を事前に出しても、かなり高目が入札があるというケースもございます。それはケースごとに違ってまいります。

安念主査 結局のところ、今後はどうなさるんですか。

朝浦審議役 現時点では、3億円以下のものについて適用していこうというふうに考えております。

安念主査 何で3億円で切るんですか。

朝浦審議役 3億円というのは、一応、時価3億円以下のものをまとめますと、大体、我々がいただいている総出資額の大体13~14%ぐらいになりまして、その程度でやれば、中期計画で立てて

いる我々の計画値に大きな影響を与えないのではないか。つまり、我々が懸念している、下に張り付くという懸念についても、そう大きな影響ではないのではないかということで、一つの決断として1.5億円から3億円に引き上げたということです。

安念主査 それでは、3億円超のものについては、最低売却価格がないんですか。それとも、あるけれども公表しないんですか。

朝浦審議役 予定価格はございます。当然、一般競争入札ですので、我々が事前に予定価格を持っていて、それよりも超えるところで一番高いところが落札をするという仕組みになっております。

安念主査 それを公表しないのは、わざわざ札を入れてくれるかもしれない人を安値に誘導するおそれがあるからということですか。

朝浦審議役 そうです。

安念主査 ただ、それなら3億円もへったくれもないのではないかという気もしないではないんですけども、つまり安値誘導効果がもし懸念されるのであれば、それはどんな物件だって理論的には同じことなから、3億円で切る理屈にはならないのではないですか。

朝浦審議役 実際にやってみて、どういう結果になるのか、よく分析をして、この3億円のところをどういうふうにしていくのかというのを検討したいと思っはいるんです。

安念主査 よくても、そもそもおしりが切れているわけだから、そんなに時間はないわけです。私ばかりしゃべっていますけれども、何かありませんか。

大橋専門委員 別の観点で、別紙1の表がどういうふうを読むのかよくわからないので、先ほど安念主査から×とかなんととか書いてあって、例えば保健福祉センター（ヘルシーパル）の運営委託先が書いてありますね。その欄に5保険協会が委託。この5つの委託先が書いてある施設というのは、売却しないということですか。

大場室長 それはします。今後売却する施設でございまして、これは現在、運営を委託しているということです。

大橋専門委員 現状を書いたということですか。

大場室長 生きている施設ということです。

安念主査 それでは、このオペレーションは、この各財団法人がやっておられるということですか。

大場室長 はい。

安念主査 そうすると、委託先には当然、謝礼が出るわけだけれども、それはどこから出るんですか。これは整理機構から出ているわけですか。

朝浦審議役 委託先については、委託契約において独立採算で行うという取り決めをしております。委託費は出ておりません。運営者が自前でやってくれということで運営をしていただいています。

安念主査 そうすると、これも一部報道かもしれないけれども、何か不動産の管理をどこその公益法人に整理機構さんが出しておられて、それにかかるお金が数百億円とかという報道があったん

ですか。違いましたか。

岩佐企画官 それは報道ではないです。

安念主査 それは事実の話で、報道ではなくて、そうなっている。

それは、ここで言うところのさまざまな財団法人とは違うんですか。そんなことなんですか。

独立採算なら関係ない。さっきの300とかなんとかというのは何の話でしたか。

翁委員 不動産管理事業費があるということですね。

安念主査 済みませんけれども、不動産管理事業費というのは何なんですか。初歩的なことを伺って恐縮です。

中期計画予算によるところの業務経費、約260億円のうちの約200億円が不動産管理事業費に充てられている。これは何なんですか。

これですね。済みません、事務局、見せてあげてください。

朝浦審議役 中期計画は、業務経費と一般管理費とを合わせますと270億円ございます。これは5年間で、中期計画は、機構が負担する経費というふうに考えていただいていると思うんです。そのうち、不動産管理事業費が204億円ございますけれども、このうちの150億円は、実は老朽施設を解体する費用を中期計画はここの中に含んでおります。それが一番、大きな要因だと思います。

ただ、実際には、施設を廃止して、解体をして、売却をしますと、非常に安くしか、つまり土地代しかないのが結構ありますので、我々としては、できるだけ事業を継続して、事業価値を高めて、それで事業として買っていただく。そのことによって売却収入も多く入るということを目指しておりまして、実際に解体をするということは現在行っておりません。

安念主査 だって、老朽化しているんだから買ってくれないでしょう。

朝浦審議役 そこは、老朽化していても、ちゃんとメンテナンスをして、収益を上げていくということで、将来的に、これは収益を上げるかもしれないという方を探して、それで札を入れていただくというようなマーケティングをしております。

安念主査 解体したら、さすがにその後は新しい建物を自前で建てるとことは多分ないだろうから、更地になってしまう。ところが、田舎の土地だから、土地だけが高いということはもうありませんね。そうすると、ハコモノが乗っていないといけない。

しかし、解体はしないけれども、多少古くなったものでもリフォームして使うということですか。現にそういうことはしておられるんですか。

朝浦審議役 やっております。委託法人の中には、赤字でもうやめたいというところもあるんですけども、もう少し頑張っていただけないかということですね。

安念主査 彼らには彼らの経営があるわけでしょう。

朝浦審議役 最終的に、事業が引き継がれれば雇用の確保にもつながるかもしれないわけですので、一生懸命頑張っていて売却までつないでいただけないかというようなお願いをしている施設もございます。

安念主査 それでは、今、おっしゃったリフォーム代は、やはり不動産等管理事業費の中から出

るわけですか。

朝浦審議役 そうです。これは管理事業費の中から出ます。

それから、付言しますと、先ほどの別紙1の表の中に、健康づくりセンターの4番の京都健康づくりセンター、それから、東大阪健康づくりセンター。これは運営委託先が になっていますが、これも、これは実は前の運営委託先が運営をやめたいということだったものですから、委託替えをしております、それによって事業を継続していただいているというケースもございます。

それから、上のヘルシーパルの9番のヘルシーパル船小屋は が付いておりますけれども、これは運営の委託ではなくて廃止をしていますので、そのままですと非常に傷んでくるということで、すぐ事業が再開できるようなメンテを業者に委託しております。そういった設備面の保守点検なり、あるいは設備の稼働がすぐできるようなメンテをしていただいております。そういったことで、事業が続けられるような構成を取っております。

安念主査 現状有姿にして事業を続けてというお話はそれはそれでわからなくもないような気もするけれども、委託先が大体音を上げているようなところを買ってくれる事業者というのは出るものですか。そういうものではないですか。出るんですか。

朝浦審議役 ケース・バイ・ケースです。我々としては、できるだけ事業を継続していただくということが望ましいわけですので、何もメンテしないで放置する、あるいは解体して更地で売るといよりは、より事業価値を高めていただいて、事業を継続していただくということが望ましいのではないかと思います。

安念主査 ただ、それは田舎の山の中だと土地代などほとんどただだから、更地にしてしまうとほとんどゼロであるというのはわかるんですけれども、例えば、これは保養所ではありませんけれども、健康づくりセンターというのはどうやら結構都会にあるではないですか。ならば、下手にハコモノがあるよりも更地の方がいいという事業者さんも結構おられるのではないかと思います。

朝浦審議役 そこは、おっしゃるように、立地によると思います。

安念主査 これはどうなんですか。この健康づくりセンターの方は町中にあるんですか。

朝浦審議役 これは、町中にございます。不動産価値として非常に高いところもございますし、事業として高いところもございますので、その両面を見て、買い手は入ってきます。

安念主査 確かに、今まで1件落札された、この額は大きいですね。15億円ですから、ほかの施設と比べたら断トツに大きいというのは、やはり町中にあるからということなんでしょうね。

ただ、どうしてそうやって施設を維持しなければならぬものですか。それが私、何となく疑問に思うんです。

どうぞ。

翁委員 この運営委託先が、全部社会保険協会という公益法人になっていますね。これは本当にこの事業価値を高める上で、ここがベストということで選択されておられるんですか。

今別府課長 これは従来からの運営主体ですからね。

朝浦審議役 これは、これまでずっとこちらの方に長年やってきていただいております、基本

的には売却までの間はここをお願いします。

翁委員 ただ、本当に価格を高く上げていこうとすれば、やはりオペレーションを変えるだけで相当違って来るんです。だから、その意味でも運営委託先がこのまま今までやっていたからといって、価値の最大化をねらうためにこのままでいいのかという問題はあるのではないかという気がするんです。

朝浦審議役 期限の問題は、あと2年半ぐらいしかなくて、新しいところは、本当に雇用の問題もありますし、収益確保が短期間にできるかといった問題もありまして、簡単に手を挙げてくれるというところは、非常に少ないので、現実問題として、こちらの方に運営の継続をお願いしているというのが実態でございます。

大橋専門委員 委託先の決定は、そうすると、競争入札ではなくて、ほとんどは随契ですか。

朝浦審議役 従来からやっているところが、1年更新で、つないでいくという方式になっているんです。

安念主査 鈴木先生、何かございますか。

鈴木参考人 平均して築何年になるんですか、それから一番新しいので、築何年ですか。古いので築何年ですか。

安念主査 技術的な問題ですので、今、お答えいただかなくても結構です。ただ、今の点は、私どもとしても関心を持たざるを得ませんので、築何年の建築であるかということと、現在の委託先がいつからこの委託先であるのかについて、わかる限りで事務局経由でお調べをいただけませんか。

お願いいたします。

大場室長 開設年月だけは、今、手元でございますけれども、後ほど。

安念主査 では、後で事務局に渡していただけますでしょうか。あと委託先がいつからここで扱うかということも含めてお願いいたします。

鈴木参考人 たとえば林野の保養所というのは、お話を聞くだけでも、訪れる人がいないのは当然ではないかという感じがしたんです。ここは、もう少し新しいような気がしないではないけれどもね。

安念主査 それは、個別の資料を見てみないとわかりませんがね。

鈴木参考人 だから、処分するといっても処分ができるのですかという問題ですね。

福井委員 最低売却価格ですけれども、この理由がよくわからないのです。もう少し敷衍して別紙3の趣旨を説明いただけますか。なぜ最低売却を公表すると、そこに価格が収斂するのか、談合の懸念が払拭できないのか。その根拠を教えてくださいませんか。

朝浦審議役 最低売却制度を公表することによって、価格はわかりますから、入札者としては、その価格を参考に入札に入ってくる可能性が高いのではないかと。

福井委員 高いのではないかということについて、これを公表すると、そこに収斂するとか、談合があるということ、どなたか研究されて実証レポートをつくられたなど、何か具体的な根拠となる文献はお持ちですか。

朝浦審議役 そういう文献はございません。

福井委員 だれの判断なんですか。

朝浦審議役 私どもの判断です。

福井委員 おたく様がそう思われているということですね。

安念主査 ただ、裁判所でも全部公表していますよ。値段と関係なしにね。

福井委員 裁判所の、例えば不動産競売物件というのは、最低売却価格を付けたら、すべて公表です。それについて、談合があったとか、あるいは最低売却価格周辺になっているというような、裁判所物件について似たようなことが起きているということがあるんですか。そういうことは調べておられますか。

朝浦審議役 そういう事実関係は把握しておりませんが。

福井委員 把握していないというのは何をですか。要するに裁判所物件でそういう懸念が実現したことがあるということは、1件も把握しておられないという意味ですか。

朝浦審議役 そういった文献に当たって、判断しているということではございません。

福井委員 文献に当たってではないのです。裁判所でやっている競売について、最低売却価格が付いているために、御心配のようなことが起きたという事例を1件でも具体的に承知されているのかどうかという質問です。

朝浦審議役 承知しておりません。

福井委員 承知していないんですか。

朝浦審議役 はい。

福井委員 裁判所の競売物件は、こちらの機構で行われておられる以上の、比較ならないぐらいけた違いの大量の案件を毎年各地域で処理しているんです。その中で、1件も発生していないことが、なぜこれについてだけ発生する蓋然性があると判断するんですか。1件も弊害を承知していない、しかも物すごい大量処理をしている裁判所競売物件で、何の支障も具体的に把握されておられないにも拘らず、なぜ御省のこのプロジェクトについてだけ支障が発生すると判断されるのか、その理解に苦しみます。根拠を教えてくださいたいのです。

朝浦審議役 私どもとしては、繰り返しになりますけれども、最低売却価格を公表することによって、そこに価格が張り付くのではないかという懸念を持っているということ。

福井委員 そういう信念なり、感想をお持ちなのは御自由ですけれども、私どもの調査によっても、法務省などでも、このようなテーマで別途規制改革会議で議論したことがありますが、最低売却価格があることで、その辺りに価格が収斂するとか、談合の懸念があるなど、具体的な弊害の報告は一切ありません。文献において、研究者なり、実務家でこういうことを指摘する人も、今まで寡聞にして聞いたことがない。

だれがどういう根拠でこんな荒唐無稽なことを言い出されたのかは、ちょっと理解に苦しみますが、いずれにしても、大量処理している裁判所物件について、一切起こってもいないし把握もされていないということを心配して不透明な処理を今後続けるのは、直ちにおやめいただきたいということです。

安念主査 いかがですか、確かに裁判所の実務からしても、ちょっといかがかと思われるのは確かなんです。裁判所の実務を横目で検討されながら、最低売却価格という制度をおつくりになるなら、全権公表の方向で、やはり御検討いただけませんか。

朝浦審議役 予定価格を公表しないということについては、我々としては、原則では、そういう方向でやりたいと思っております。最低入札価格を公示することによって、買い受け事業の拡大とか、そういう買い受け希望者の負担が軽減されるということもありますので、そこはこれから研究をしていきたいと思っております。

福井委員 ちょっと待ってください。研究する必要はないです。今までに、あなた方のおっしゃるような説に合致するような事例が一つもないのでしょうか。それは間違っただけをやってきたにほかならないのだから、直ちに改めていただければ足りることで。何か意味があるという事情があるのなら教えてください。我々も検討しますから。こういう事例があるとか、あるいはそういうことについて懸念を示すきちんとした実証研究があるのなら考慮いたします。ところが、それを一切調べられてもおられないし、現時点で事例も把握しておられないというのであれば、明日からでもそういう運用を中止いただいても世の中に何の支障もない。

朝浦審議役 予定価格につきましては、公表しないという事例もあるわけです。国の制度としてもですね。

福井委員 最低売却価格のことを言っているんです。

朝浦審議役 最低売却価格は、ほかの公的な物件を売る場合のルールとして、非公開にするということはございますので、我々としても、それも参考にしながらやってきているわけです。

福井委員 今、申し上げているのは、それとの比較ではありません。最低売却価格の公表によって、端的に言うと、入札に応募しようとする人にとって、幾らが最低売却価格だということがわかっていけば、それよりも低い値づけの人は、わざわざ応札するという無駄な労力を強いらなくて済むわけです。

逆に言えば、それよりも高い値づけを持っている人は競争に参加する。その中で、一番高値の人が落とすという一番競売制度の国民経済的な意味での効率性に資するわけです。これを公表しないというのは、何の意味もないことです。裁判所の物件は、まさに今、比較の対象として一番考えていただかないといけない領域ですが、裁判所物件では、最低売却価格は、必ず公表する。公表しているけれども、何の懸念される事件も起きていないというのが事実です。それに即してやっていただければ足りるというのが我々の見解です。ほかの間違ったことをやっているところにならう必要はない。

安念主査 私も裁判所の物件というのは、大都会のものから、田舎の不整地に至るまでいろいろだから、全部同じだとは言えないという理屈もあるかもしれないが、確かに、はるかに大きなけたの数を扱っている裁判所が、全権最低売却価格を公開していて、それで困るという話は聞いたことがないし、理屈としては、今、福井委員が言ったように、その方が手間は省ける。少なくとも最低限手間が省けるというメリットはある。それなら、やはりあれじゃないですか。特に3億円というので区切る合理的な理由も特段見当たらないので、やはり公開していただいた方が透明性は高まる

んではないですか。

朝浦審議役 私どもの物件は、非常に小額の物件から非常に巨額の物件まであるわけですね。

福井委員 裁判所だって数百万円のものから、何十億円のものだってあるわけで、それは全然関係ない。

いずれにしても、これについては一切根拠がないと我々は判断しますので、お持ち帰りいただいても結構ですから、直ちに撤廃する方向で御検討ください。

安念主査 それは、ちょっと御検討ください。またこの点は続けましょう。

福井委員 もう一つの手数料です。手数料を徴収することを禁じる方式を導入しているというのはどういうことですか。19年度のというのは4月1日からという意味ですか。

朝浦審議役 今年度の入札広告物件から、委託業者を、我々の媒介業者を選定する際は、指名競争入札をしております。

その際に、我々の業務委託業者になった場合には、買い手の媒介手数料は取らない。

福井委員 売り手の方は取るんですか。

朝浦審議役 売り手は勿論、我々が手数料を払うということになりますのでね。

福井委員 幾らですか。

朝浦審議役 それは指名競争入札でビットしております。

福井委員 手数料についても入札でやっているんですか。

朝浦審議役 そうです。

福井委員 国土大臣告示の3%を機械的に払うということはやっていませんか。

朝浦審議役 ありません。

福井委員 ということは、昨年度末までは、買い手の方からのいろいろな情報を総合すると、ほとんどの方が3%ぴったりを機械的に取られているらしいんですけども、なぜそういうことを許してきたんですか。

朝浦審議役 どちらの方ですか。

福井委員 要するに、3月末までの物件について言えば、入札媒介手数料を取ることにについては禁じていなかったわけでしょう。我々の把握している限りでは、3%ぴったり取られているんです。逆に言えば、なぜそれを許してきたんですか。

朝浦審議役 そこは、ここに書いておりますけれども、買い手サイドの話なんです。買い手の媒介業者の話です。我々としては、民民の契約には関知しない。

福井委員 民民といたって、どういう形で売るかについて仕様を定めて、機構が、あるいは厚労省が具体的に指示したことをやらせているんでしょう。

朝浦審議役 それは、我々の売り手として媒介業者を選んでるわけです。

福井委員 媒介業者がどういう手続を取って、どういう入札をやるのかということについては、仕様を具体的に提示されて、とにかく好き勝手に売れということではなくて、競争入札でやれとか、それをちゃんと透明性のある手続でやれとか、具体的な仕様を示して、向こうに頼まれているんじゃないですか。

朝浦審議役 我々は一般競争入札をやっておりますので、媒介業者には、一般競争入札のときの補助といえますか、買い手に対する御説明とか、そういうことをやっています。

福井委員 一部業務を、とにかくも仕様を示してやらせているわけでしょう。一般競争入札手続の中の一部の業務を、仕様を特定してやらせているわけでしょう。ということは、宅建業法を読んでもいただければわかりますけれども、普通の売り主と買い主、要するに宅建業法で想定している買い主の手数料とは、まず、買い手にとってみれば、広告を見たり、あるいは不動産業者の店頭に行ったりして、ほしい物件を調べないといけない労力を肩代わりしてもらうことの対価です。その売却を頼まれた宅建業者からすれば、広告を出すとか、ネットに出すとか、いろんなピラをまくとか、適切な物件の売り手を連れてきて探すための膨大な手数や労力に対して、3%を最大要求できるというのが、宅建業法の規律です。売り手は機構しかいないし、それをつれてくる労力などまったく。また、ほとんどの業務を機構がやっている。全国から欲しい人、手を挙げなさいということをやっている部分は、ほとんど機構でしょう。違いますか。仲介業者が何か独自にピラをつくったり、ネットで募集をやったり、あるいはだれかのところを御用聞きに回ったりするということがあるんですか。

朝浦審議役 物件調書の作成ですとか、入札の受付ですとか。

福井委員 そういことを言っていない。要するに買い手から手数料を取れるということの根拠は、買い手を見つける、検索するための労力に対するコストを賄いましょうというのが、そもそも仲介手数料の意味なのです。

朝浦審議役 売り手側の手数料だと思うんです。

福井委員 いや、買い手にとっても同じです。

朝浦審議役 いや、買い手にとっては、買い手として媒介者を入れて、契約を成り立たせるためのサービスを受けている。それに対する報酬を買い手サイドとして払うということだと思います。

福井委員 違います。買い手からすると、一番ほしい物件がどこかということについて、例えばある宅建業者に何か探してほしいと、A社、B社、C社はじめ、いろいろ探すのです。買い手として、一番ほしい物件を探す。買い手の代理人は、一生懸命頼まれた方のために探すんです。探すというのは、まさに買いたい物件は敷地が60坪はほしいだとか、あるいは中古住宅であれば、何平米以上の床がほしいとか、日当たりがよくて環境がいいところがほしいとか、いろんな条件を付けて頼むんです。うるさい買い手が非常に細かい条件を付けて頼む。高額な買い物ですから、それに合う物件を、言わば買い手側の代理人として仲介業者は一生懸命探すんです。足を棒にして、現地を見に行き、売り主や近所の人から事情を聞いて、ここは静謐な環境かどうかとかを検索する。その対価が最大3%とされているのです。宅建業法の仕組みを御存じないんですか。

朝浦審議役 存じ上げておりますけれども。

福井委員 だとしたら、そういう対価なのに、ほとんどを機構がやっていて、単に手を挙げた人が入札に集まってくるときに、決まった買い手から3%を取るというのでは、詐欺、泥棒同然の行為です。

朝浦審議役 3%を取っているかどうかということについて、我々は承知しておりません。

福井委員 承知しないというスタンスがおかしい。今年から禁じられるかということは適当でないという判断をお持ちなのでしょう。ということは、今までは不適当なことをやられていたということです。今までに一体幾ら取ったんだということをちゃんと調査されるべきです。

朝浦審議役 不適当だというふうには思っておりません。

福井委員 そうだったら制度を変える必要はないでしょう。

朝浦審議役 民民の契約ですから。

福井委員 民民の契約ではない。あなた方の物件を国民に代わって売っている業務ですから、公共財産の処分行為です。

朝浦審議役 私たちは、売り手として手数料を払います。買い手さんが、買い手の媒介業者を探してきて、媒介業者と媒介手数料の契約をするというのは、民民の契約じゃないですか。

福井委員 違います。買い手が公共財産を取得するというのは、公共的業務の一環です。言わば濡れ手に泡のような収益を仲介業者に得させることを、その元締めであるところの国やその機関がやってよいはずがない。それが、普通のモラルであり、法治国家としての秩序です。

朝浦審議役 恐らく、買い手側が行っている媒介手数料の徴収が宅建業法はどうなのかということ。

福井委員 宅建業法の趣旨からすれば、本来取れないようなことをやっている可能性だってあるわけです。

いずれにしてもお願いしたいのは、時間もないので、3月末までの実績で今までに委託業者が累計で何社くらいあるかを知りたい。

朝浦審議役 3月末までに9社です。

福井委員 延べ9社ですか。その延べ9社に対して、一体幾ら買い手から仲介手数料を取られたのか、総額物件の何%に当たる金額を取られて、各社ごとに見て、内訳と合計額を一体どれだけ取られたのかということ調査していただけますか。

それで調査の上で、それぞれの物件について、買い手の代理人として、通常の仲介業者と一体いかなる意味で同じ、いかなる意味で異なるような仲介業務の労力負担を、あるいは時間費用等の負担をされたのかということについて、個別の調書をお出しいただきたいと思います。

朝浦審議役 私どもが、なぜそういう権限があるんですか。

福井委員 委託者だからです。

安念主査 だって業者さんは、言わば双方代理しているわけでしょう、民法的な意味ではね。

朝浦審議役 媒介ですよ。双方代理とは違いますよ。

安念主査 わかりました、勿論媒介です。

福井委員 委託者として頼む以上、そういうことについて把握されることは当然です。もし、それを嫌だということであれば、なぜ嫌なのかということについて、やはり公式にお聞きしたい。とりあえず、調査をかけていただかないと困ります。

朝浦審議役 調査をすると、お聞きするということは、できると思うんですけども。

福井委員 理由があるものかどうかは、我々の目でも検証させていただきます。

朝浦審議役 買い手サイドの話ですので、そこはそれで契約上の話がありますのでね。

安念主査 それは、その結果を拝見して、また議論させていただきましょう。

福井委員 ちょっと待ってください。本来取れないものを取って収益を得るようなところに委託費をピットだといっても、それは理由がない。本来委託費を減額すべきだったということになりかねない話です。ですから、委託者としての責務として、一体幾らでやったのかということはちゃんとリストにさせていただいて、買い手から取っている金額が、ちゃんと合理性があるものかどうかを検証されて、合理性がないものであれば、買い手に対する返却を求めることも含めて、厳重な措置をお願いしたいと思います。とりあえずは、事実関係をきちんと調べてください。

朝浦審議役 買い手側から取るべきではなかったということについては、私は異議があります。

安念主査 御意見は御意見としてわかりました。

朝浦審議役 それを前提として、そのような御指摘をされる。前提問題が違いますのでね。

安念主査 しかし、事実関係をお調べいただける限りでお調べいただくというのは、それはしていただいてもよろしいんじゃないかと思うんです。

福井委員 その扱いは、後でリーズナブルかどうかを判断した上で議論しますから、まず、きちんと調べてください。

朝浦審議役 前提問題として、それが宅建法上問題なんだということについて、我々としてはそういうふうに思っていないので。

福井委員 宅建法上かどうかの問題ではないですよ、委託者として、媒介業者がそういう使い方をしていいんですかということです。

安念主査 とにかく事実関係について、おわकारの限りで。

福井委員 いや、おわकारの限りではないですよ。さっき申し上げたとおりのことを調べてください。

安念主査 調べていただきませんか。

朝浦審議役 調査をすることは、別に構いませんけれども、ただ、どういう結果になるかについては。

福井委員 結果を見た上で対処は考えます。

朝浦審議役 それから、これまでの扱いが間違っていたから、取扱いを変えたということではありません。

福井委員 では、なぜ変えるんですか。今までのやり方が正しいんだったら変えなければいいじゃないですか。

朝浦審議役 これは、また国民の負担につながることでありますので、できるだけ負担を軽くするということ。

福井委員 国民に、余分な理由のない負担を増やさないというのは、行政として当然でしょう。

朝浦審議役 それで、我々は売り主と媒介業者との契約の中で、それを担保していこうということでございまして、買い手の媒介手数料が正しくなかったということを申し上げているわけではない。

福井委員 正しくない、ないし妥当でないから禁じるんでしょう。取ることはリーズナブルではないと判断するから禁じるんでしょう。だったら、今までだって明示的争点になっていなかったのをいいことにして、仲介業者が買い手から満額の手数料を取っていたということについて、何らかのネガティブな評価がなければ、こんなことはできるわけがない。今までのものについても、明示的争点としていなかったのであれば、それはひょっとしたらうっかりかもしれないけれども、改めるのであれば、買い手から取ることが前提だった手数料が本当に正しかったのか、という話になります。

一体その3%に根拠があるのかどうかということは検証しますから、とにかくまず事実関係を厳格に調べてください。

安念主査 その点をお願いをいたします。

朝浦審議役 調査をすることはしますけれども、お約束はできません。

福井委員 その上での措置は、また当方が考えます。

安念主査 また、教えていただくことがあると思います。

どうぞ。最後の質問にしましょう。

大橋専門委員 媒介手数料を徴収することを禁じる方式を導入したというんですけれども、その禁じる方法というのは、どういう方法でやったのか、つまり、委託契約か何かで明文上だめよということを契約の中で明らかにしたんですか。どういう方法でやったんですか。

朝浦審議役 契約の中で、買い主から媒介手数料を徴求することをしないということをしないうこと。

安念主査 それは、売り手である機構さんと業者との間の契約でということですね。

朝浦審議役 そうです。

安念主査 わかりました。ありがとうございます。それでは、時間が延びて大変恐縮でございました。今日は本当にどうもありがとうございました。調査の点はどうぞひとつよろしく願いをいたします。

(3) 厚生年金基金センター

安念主査 お忙しいところ、お出ましをいただきまして、どうもありがとうございます。私は主査の安念と申します。ひとつよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、厚生年金基金センターの施設の民間開放ということで、現在までの進捗状況と今後の見込みについて、まず 10 分ほどで御説明をいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

濱谷課長 年金局の濱谷と申します。よろしく願いいたします。

厚生年金基金センターの関係でございます。

まず 1 枚目の 1～5 までですけれども「1. 根拠法令」は、厚生年金保険法でございまして、福祉施設がすることができるという規定でございます。

「2. 実施主体」は、企業年金連合会という団体でございまして、厚生年金基金の中途脱退者や解散に係る年金の給付等を行う団体でございます。

「3. 予算額」は、1 億 300 万円でございます。

「4. 従事者数」でございますが、全面委託いたしております、ゼロであります。

「5. 事務・事業の内容」でございますけれども、加入者、受給者のための福祉施設ということで、具体的には宿泊あるいは研修が主な内容でございます。

「6. 措置内容」「7. 講ぜられた措置」等は、飛ばさせていただいて「8. 質問事項」の関係でございます。

17、18 年度の運営状況等でございますけれども、2 枚目をめくっていただきまして、下の方の「2. 運営形態」でございます。

まずこの施設でございますが、完全独立採算制の御指摘をいただいておりますけれども、それに向けまして、16 年度から経営コンサルを導入しまして、それに基づきまして、17 年度からは民間のこういった名前の会社に全面委託ということで、委託をして経営改善を行ってきております。

ちなみに、下の にございますが、土地は賃借でございまして、年間 3,700 万円程度の借料を払っております。

建物については、企業年金連合会の持ち物でございまして、ちなみに、簿価 18 億円弱という状況でございます。

具体的な運営状況であります、3 ページをご覧くださいと存じます。

17 年度から委託と申しましたけれども、17 年度の委託先における収支の状況が上でございます。委託先における収支の状況は、17 年度の収入が 3 億 800 万円。支出が 2 億 4,000 万円ということで、6,000 万円の黒字、収支差です。18 年度は同じく 9,000 万円の黒字ということでありまして、ただ、企業年金連合会の委託元の経理状況で、減価償却等を含めた全体の状況がどうなっているかというのが、下の表でございます。

16 年度は、委託前については、結論だけ申しますと、表の一番下で 6,300 万円の赤字でございました。17 年度につきましては、6,000 万円の委託先における黒字がありましたけれども、減価償却費、事務費等々を入れますと、2,500 万円の赤字という状況でございましたが、18 年度におきまし

ては、委託先における 9,000 万円の黒字でございまして、ちょっと施設の補修等をして、その戻入金を含めると、収入は 9,700 万円でございましたが、支出の方が事務費、減価償却費等々を併せまして、8,900 万円ということで、結果といたしましては、若干でございますが、870 万円の黒字という状況でございます。

ただしということですが、3つ目の がございますが、契約上、剰余金の 40%については、仮に黒字が出た場合には、委託先に再度フィーとして払うという契約がございまして、最初の 18 年度はまだ見込みでございますけれども、見込みといたしましての福祉施設経理の状況としては、500 万円強の黒字という見込みになっております。

下の「利用状況」を見ていただきますと、経費の効率化もあるんですが、宿泊者数を伸ばしてきておりまして、利用率、宿泊者の稼働率が 18 年度で 7 割強ということで、多分、宿泊の施設の稼働率としては、平均的なのかなと思いますけれども、そういった経営努力で何とか黒字に持っていきたいという状況でございます。

最終的な処理方針でございますが、継続的な赤字運営が見られる場合には、速やかに廃止・売却という御指摘でございますが、18 年度はごらんのとおりの状況でございますので、現段では廃止・売却ということではなくて、引き続き、維持させていただきたいという考えでございます。

以上でございます。

安念主査 ありがとうございます。

福祉施設経理というのは、これで 1 つの勘定みたいになっているわけですね。

濱谷課長 そうです。

安念主査 これは累損はあるんですか。

濱谷課長 累損はないです。

安念主査 今のところは、きれいな体と考えていいわけですね。

濱谷課長 はい。

安念主査 ただ、どうなんですかね。減価償却も結構取らなければいけないようだし、黒字といっても、どうなるか。ちょっと風が吹けば赤になりかねないぐらいの黒字ですけども、まるきり売ってしまうという選択肢についてはいかがなんでしょうか。

濱谷課長 要は、契約上は、土地の地主との関係では、仮にやめる場合、基本は更地返しなんです。

安念主査 そうか。借地上に建てているんだね。

濱谷課長 なので、更地返しなんです。逆に売却しますと、持ち出しになってしまいます。

福井委員 普通借地ですか。

濱谷課長 普通借地です。

福井委員 普通借地だったら、取り壊さなくていいのではないですか。

濱谷課長 契約上更地返しの契約になっています。

福井委員 定期借地契約ではない契約で、更地で返すという契約なんですか。

濱谷課長 済みません。ちょっと契約形態を調べてみますが、いずれにしても、契約上更地返し

ということになっています。

福井委員 契約が定期借地が普通借地かで、法的効果は全然違うんです。

濱谷課長 それは調べさせていただきます。

福井委員 借地期間は何年ですか。

安念主査 多分 60 年とかにしてあるのではないかなと思います。

濱谷委員 かなり長い期間になっていると思います。

福井委員 本当に更地ですか。

濱谷委員 更地条項については、もう一度確認させていただきます。

安念主査 そうしてください。

福井委員 普通は、建物の耐用年数までは普通借地上の建物なら壊さないで使うことが前提で、それと違う契約をしていても、裁判所で無効と判断されることが多いのです。とすれば、そういう前提、言わば建物の存続期間中、耐用年数中は、建物が建つという前提で売却するのであれば、ちゃんと値段がつきますから、売却ということは視野に入ってくるはずなんです。

安念主査 それは契約の形態を厳密に調査していただいて、もう一回議論をいたしましょう。その点は、割に重要だと思います。

福井委員 もし、普通借地上の建物なら、基本的には売却も視野に入れて検討いただくというのは、合理的な処分の形態のはずなので、契約の内容を確認いただいた方がいいですね。

安念主査 多分、時期から見て、定借ではないのではないかとはいえますけれどもね。

福井委員 できたのは、大体いつごろですか。

濱谷課長 平成 3 年です。

福井委員 微妙ですね。

安念主査 微妙ですね。

福井委員 92 年に定期借地ができていますので、同じぐらいです。

安念主査 同じぐらいですね。

福井委員 定期借地ではないのだとしたら、売却というのは合理的な選択になると思います。

濱谷課長 連合会として、会員も含めて、この施設自体も活用させていただいていますので、そういう意味では、赤字であっても。

福井委員 売却しても、優先的に貸せ、という付款を付けておけばいいのではないですか。

濱谷課長 そこでどちらが合理的かということなんですが、御指摘で、確かに今はぎりぎりの黒字なので、その状況を引き続き見る必要があるというのは、御指摘のとおりだと思いますけれども、仮に経営の効率化等で、この黒字が引き続き維持できるようであれば、私どもとしては、今の段階で売る必要もないと思っています。

福井委員 ただ、黒字の度合い、要するに、今、黒字が見込める将来収益見込みの現在価値と売却益と比べて、どちらが黒字の度合いが大きいかで判断するのが一番合理的ですね。

濱谷課長 ただ、会員としての利用のしやすさとか、そういうところは、確かに優先的に。

福井委員 例えば何か枠を設けておいてもらうとかということはあるわけで、だから、そう

ということも含めて、トータルで見て一番合理的なのは何かということを検証していただいた方がいいと思います。

濱谷課長 御指摘はよくわかります。

安念主査 そちらのおっしゃることもよくわかりますが、いずれにせよ、契約内容を精査して、その上でどういうビジネスモデルというのが、プランニングが一番いいのかということは検討に値することだと思います。

稼働率は、顕著に向上しているようなんですけれども、これは何か原因だとお考えになりますか。ほかの厚労省さん関係の施設は、どちらかということ、おたくの16年度ぐらいの稼働率で低迷しておられるようなんですけれども、何か秘訣があるなら、ほかの部門の方にも教えてさしあげればいいのかと思います。

濱谷課長 利用状況の に書いてありますけれども、関係者だけで、16年度までは一切クローズだったんですけれども、そこを会員以外の人でも利用できるようにする。そこは、そういう意味では、会員が使うのが本筋ですけれども、開いているときは使えるようにする。そこは穴をあけましたので、そういうこともあって、稼働率も上がってくる。

安念主査 それはかなり素朴な手段ですよ。

濱谷課長 ほかのところも、会員に本当にクローズにしているところは、今はほとんどないんだと思うんですけれども、ここはまじめにそうやって、16年度から本当にクローズにしていたものを穴あけたんです。だから、もともとクローズにしていた45%もあったということ自体が結構なので、そういう意味では、この手の施設にしては、稼働率が高い方だった。もともとそうだったと思います。

翁委員 運営委託とか経営コンサルタントの投入効果が大きかったということは、あるんですか。

濱谷課長 それはあると思います。しかも、直営の、そういう意味で、職員数も全くゼロにして、全面委託にして、黒が出ればフィーで戻すという、そういう契約形態にして、インセンティブが働くようにはしています。

安念主査 どうぞ。

大橋専門委員 今日の課長の御説明を要約すると、18年度の実績を見ると、黒字だったので、当面は売却せずに持っておきたいというのが結論ですか。

濱谷課長 そういうことです。

大橋専門委員 ただ、そのときに、議論があるように、17年、18年、2年間一応黒だったんだからあれかもしれないが、黒字というのが短期的なもので、少し将来を見てみると、やはり赤字になるという見通し、その辺の見通しとか見込みというのを、どうつけていくのか。私は、確かに18年は黒字になったけれども、ちょっと先ぐらいになってしまうと、また赤字になる。そんなものであるならば、それはもう廃止・売却という方針で是非いくべきではないかと思うので、その場合に、その見通し、見込みというものを考えるときに、どういう要素を考慮すべきなのかどうか。その辺のお考えはありますか。

濱谷課長 御指摘をいただいて、16~18年度の運営状況を見て、そのために、まさに経営コン

サルを入れて、17年度やったばかりです。入れて、全面委託に切り替えたばかりですので、それで、その効果がやっと出てきた。今、まさにその状況ですので、我々としては、この効果がちょうど黒字になったので、更に黒字幅が拡大するような経営努力をしていくというのが基本的な方針であって、でなければ、コンサルを入れて、こういう方針を入れたこと自体が何のためにやっているのかわからないわけではないですか。我々としては、努力して、こういう状況に今なっていますので、もう少し、我々に努力させていただきたいということです。

大橋専門委員 だから、それは経営コンサルタントを入れて、経営のノウハウを習得したり、効果が出てきたんだろうと思うが、その効果というのが、一過性のものなのかどうか。相当長期間続くものなのかどうかというものを見極めないといけないので、まさに、その見極めをするのが、年金局の課長の責任です。

濱谷課長 我々としては、ベクトルがちょうど黒字に今いつているときに、それは民間企業の経営もそうだと思いますが、それをいかに維持するように経営判断をしてやっていくかというような、今、状況であって、私の見通しとしては、今のこの段階では、かなり努力すれば維持できると思っておりますので、もう少し、我々としては努力をさせていただきたいということです。

安念主査 ここは、メードさんとか、そういう方は全部委託先の日本ビューホテル事業さんが調達した人がやっておられるわけですか。

濱谷課長 はい。

安念主査 この場所はどこにあるんですか。

濱谷課長 京都です。

安念主査 いいところなんですか。

濱谷課長 場所は割といいところにあります。

安念主査 「らんざん」と言うにふさわしい場所にあるわけですか。

濱谷課長 はい。

安念主査 委員の皆さん、ほかにいかがですか。

では、経営形態を見て、当然のことですが、場合によっては、ビジネスである以上は、順風が吹くかもしれないが、逆風が吹くかもしれないわけだから、売却という選択肢が、少なくとも理屈の上ではあり得るということは、それはそれで当然だと思いますので、技術的な検討は、またそちらにも教えていただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、今日はどうもありがとうございました。皆さんどうもありがとうございました。

我々も使えるんですか。

濱谷課長 使えます。空いていれば使えます。

安念主査 ありがとうございました。

(厚生労働省年金局関係者退室)

安念主査 先生方、事務局の皆さんもどうもありがとうございます。鈴木先生、お忙しい中、本当にありがとうございました。